

「令和8年度 女性の多様な働き方支援窓口運営事業 ここシェルジュSAPPORO運営業務」ご質問への回答

質問	回答
◎5-(2)-ア 起業支援セミナー(リラコワ共催)について、費用は受託者負担とあるが、どのくらいの金額を計上すべきでしょうか?(内容が不明のため、積算が困難です)	ここシェルジュSAPPORO実施手順P. 17 ((6)起業支援セミナー(リラコワとの共催セミナー)について)をご確認ください。
◎5-(8) 合同起業説明会は、マザーズハローワークとの連携イベントですが、参加企業を選定するのは、マザーズハローワーク側・ここシェルジュ側のどちらでしょうか?	令和7年度は主にマザーズハローワークに選定いただいておりますが、ここシェルジュも協議のうえ決定しております。
◎5-(9) スポットワークイベント前のセミナーを両立支援セミナーに計上する、とありますが、その講師は株式会社タイミーさまが担うという認識であってますでしょうか?	必須ではありませんが、セミナーでスポットワーク体験イベントに向けたタイミーの利用方法やアプリの操作方法等を説明する場合、株式会社タイミーに講師をご依頼いただくことが望ましいです。
◎5-(11) 託児の積算の考え方について、仕様で書かれている受入れ上限数で積算をすべきでしょうか?それとも実際には、毎回上限に達することは考えにくいと思いますので、想定託児数(仮に半数程度)で積算すべきでしょうか? また、「規定の日数を下回った場合」契約金額減額の記載がありますが、これは仕様で定められている託児併設日に体制が整っていれば、減額対象にはならないという解釈であってますでしょうか?(託児利用者がいなくても減額対象にはならない) さらに、仮に減額される場合は、企画提案時の積算金額がベースとなるのでしょうか?	積算方法は指定しませんが、申込があった場合に、定員数までは必ず受け入れ可能な体制を整えてください。 保育スタッフを配置していた場合は、利用者がいなかった場合も託児実施日として計上します(減額対象にはなりません)。 減額になる場合は、企画提案時の積算額をベースに札幌市と協議のうえ決定します。
◎5-(11) 令和7年度の託児の実施状況:実施回数(規定日数との差異があればその数も)・利用人数をご教示ください。※集計できている範囲で結構です。難しければ令和6年度実績でも構いません。	令和7年12月時点の実績は以下のとおりです。 託児実施日数: 112日 利用人数: 151人 規定日数は149日のため、引き続き3月末まで託児サービスを提供予定です。

<p>◎5-(12) リーフレット30,000部は何種類作成見込みで しょうか?</p>	<p>ここシェルジュSAPPORO実施手順P. 21の作成部数に 関する記載および（2）広報物の配布についてを ご確認いただき、合計が30,000部程度となるよう 作成してください。</p>
<p>（1）窓口閉所日について 仕様書と実施手順で、エルプラザ休館日及び年末年始 の日程に相違があるため、正しい日程をご教示頂けます でしょうか。</p> <p>仕様書P1の4窓口概要（2）開所日及び開所時間： 「エルプラザの休館日（年3日程度）及び年末年始（12 月29日～1月3日）」</p> <p>実施手順P3の2. ここシェルジュSAPPOROの概要： 「R8年度のエルプラザ休館日：4/28・29、6/15、8/15、 10/17、18、12/17、2/12、3/17、年末年始（12/27～1/4 ）」</p>	<p>大変失礼いたしました。正しくは下記のとおりです。</p> <p>仕様書P1の4窓口概要（2）開所日及び開所時間： 「エルプラザの休館日（年9日程度）」</p> <p>実施手順P3の2. ここシェルジュSAPPOROの概要： 「年末年始（12/29～1/3）」</p> <p>札幌市ホームページ「「令和8年度女性の多様な働き方支援窓口運営事業ここシェルジュSAPPORO運営業務」に係る公募型企画競争の実施について」内の「企画提案仕様書」を修正しておりますので、ご確認ください。実施手順書は、すでに送付済みの方に再送させていただきます。</p>
<p>②出張イベント（その他イベント）の実施回数について 仕様書と実施手順で、出張イベント（その他イベント）の実施回数に相違があるため、正しい回数をご教示頂けますでしょうか。</p> <p>仕様書P3の5業務内容（4）出張イベント： 「（ウ）その他イベント…計28回以上」</p> <p>実施手順P18の5. 出張イベント： 「（3）その他イベント…計20回以上」</p>	<p>大変失礼いたしました。正しくは計28回以上です。</p> <p>実施手順P18の5. 出張イベント： 「（3）その他イベント…計28回以上」</p> <p>実施手順書は、すでに送付済みの方に再送させていただきます。</p>